

◎新潟県告示第594号

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定により指定希少野生動植物の指定をしたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	指定の理由
ハクバサンショウウオ (サンショウウオ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オオモノサシトンボ (モノサシトンボ科)	県内における生息地が下越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チャマダラセセリ (セセリチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クモツマキチョウ (シロチョウ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマシジミ (シジミチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オキナグサ (キンポウゲ科)	生育数が減少傾向にあり、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ツクモグサ (キンポウゲ科)	県内における生育地が上越地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ベニバナヤマシャクヤク (ボタン科)	県内における生育地が上越・佐渡地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サルメンエビネ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユウシュンラン (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キバナノアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クマガイソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

<p>サギソウ (ラン科)</p>	<p>園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。</p>
<p>ムカゴソウ (ラン科)</p>	<p>園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。</p>
<p>トキソウ (ラン科)</p>	<p>園芸目的の採取や生育地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。</p>